

青森県アイスホッケー連盟規約

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本連盟は青森県アイスホッケー連盟（以下「連盟」）という。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所は会長の指定する場所におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は青森県内におけるアイスホッケー競技を統轄し、かつこれを代表する団体であって、アイスホッケーの健全な普及発展を図り、併せて体育、スポーツ、文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の強化発展と連絡融和を図ること。
- (2) 青森県におけるアイスホッケー競技の普及発展及び競技力の向上を図ること。
- (3) アイスホッケー競技の全県的事業の実施又は援助すること。
- (4) 公益財団法人日本アイスホッケー連盟ならびに公益財団法人青森県スポーツ協会に加盟し、その事業への協力をすること。
- (5) アイスホッケーに関し、県その他の機関に対し意見をのべ、あるいはその施策に協力すること。
- (6) アイスホッケー施設の計画を援助促進すること。
- (7) アイスホッケー施設の管理運営及び拡充整備の促進をすること。
- (8) アイスホッケーに関する調査研究並びに指導すること。
- (9) その他本連盟の目的達成に必要な事業。

第3章 会員

(会員)

第5条 本連盟は次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 県内の各市町村を代表するアイスホッケー団体。
- (2) 青森県高等学校体育連盟スケート部会並びに青森県中学校体育連盟スケート部会に所属するアイスホッケーチーム。
- (3) 青森県社会人及び実業団アイスホッケーチーム。
- (4) 青森県青少年アイスホッケーチーム。
- (5) 青森県素人アイスホッケーチーム。
- (6) 青森県大学アイスホッケーチーム。
- (7) 青森県女子アイスホッケーチーム。
- (8) 本連盟の趣旨に賛同するもの。

(加入)

第6条 本連盟に加入しようとする団体及びチームは、次の書類を添えて会長に申請し、総会の議決により加入することができる。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 団体 | (2) チーム |
| ①会則 | ①役員名簿 |
| ②役員名簿 | ②会員名簿 |
| ③会員数 | ③事務所及び担当者 |
| ④事務所及びその担当者 | |

2 会員は登録をするとともに総会の定めた負担金及び登録料を納入しなければならない。

第4章 役員及び組織

(役員)

第7条 本連盟に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名、副会長 若干名
- (2) 理事長 1名、副理事長 5名まで
- (3) 常任理事 若干名、理事 若干名、委員長
- (4) 監事 2名

(推挙)

第8条 会長、副会長、監事は総会において推挙する。

会長は本連盟を代表し、会務を統轄管理する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

監事は年次の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(委嘱)

第9条 理事は総会において下記に基づき選出し、会長が委嘱する。但し会長指名理事の数は(1)～(2)の選出理事数2分の1をこえてはならない。

- (1) 各加盟団体から 若干名
- (2) 加盟チームから 若干名
- (3) 会長指名 若干名

2 理事長は、理事の互選により選出し、会長が委嘱する。

3 理事長は、理事会の決するとことにより会務を処理する。

4 副理事長は、理事の互選により選出し、会長が委嘱する。

5 副理事長は、理事長をたすけ、理事会の決するところにより会務を処理する。

6 常任理事は、理事の互選により選出し、会長が委嘱する。

7 常任理事は、会長が必要と認めた時、常任理事会を招集し、連盟の緊急かつ重要案件につき審議する。

(評議員)

第10条 評議員は、各加盟団体、加盟チームから各1名推挙されたものを会長が委嘱する。

(委員会)

第11条 本連盟には、総務、財務、競技の各委員会をおく。必要があるときはその他の委員会をお

くことが出来る。

- 2 各委員会はそれぞれ専門の業務を処理する。
- 3 各委員は互選により各委員長ならびに副委員長を推薦し、会長が委嘱する。
- 4 委員会の運営に関する事項は理事会に報告するものとする。

(顧問、相談役、参与)

第12条 会長は総会の承認を得て、名誉会長、顧問、相談役、参与の名誉役員を推挙することができる。

- 2 名誉役員は、本連盟の重要な事項について、会長の詰問に応じて本連盟の各会議に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第13条 役員任期は2ヶ年とする。但し再任を妨げない。

欠員に依り専任された役員任期は、前任者の残期間とする。

任期終了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。

第5章 会議

(会議)

第14条 本連盟の会議は総会、評議員会、常任理事会、理事会、委員会とする。

第15条 会議は出席者の過半数をもって決める。可否同数のときは議長がこれを決める。

(総会)

第16条 総会は、会長、副会長、監事、理事、評議員、各委員長で構成し、次の事項を審議決定する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画
- (3) 役員決定
- (4) 規約の改正
- (5) 加盟及び脱退
- (6) その他重要事項

- 2 総会は年1回開き会長が招集して議長となる。

その他必要に応じて臨時総会を開くことができる。

(理事会)

第17条 理事会は会長、副会長、理事をもって構成し、会長が必要と認めるとき、また、理事の3分の1以上が会議の目的を示し請求したとき、会長が招集して議長となる。

- 2 常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって構成し、会長が議長となり緊急かつ、重要案件を審議し、これを会長が理事会に報告する。

(専門委員会)

第18条 委員長会議は必要に応じ理事長が招集して議長となる。

第19条 各委員会会議は必要に応じ、委員長が招集して議長となる。

第20条 委員長会議並びに各委員会会議は、その開催のつど理事長を通して会長に報告しなければならない。

(評議員)

第 21 条 評議員は、総会に出席し案件を審議する。また、必要に応じ会長が招集し、重要案件を審議する。

(懲戒委員会)

第 22 条 懲戒委員会については別に定める。(別紙)

第 6 章 会計

(経費)

第 23 条 本連盟の経費は次のもので支弁する。

- (1) 負担金
- (2) 登録料
- (3) 補助金
- (4) 寄付金
- (5) その他

(負担金、登録料)

第 24 条 負担金、登録料は総会で決定する。

(会計の委嘱)

第 25 条 会計は財務委員会で担当し、会長は会計を委嘱する。

(会計年度)

第 26 条 本連盟の会計年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

附則

1. 加盟とは 1 チームが連盟に届出て、登録される事をいう。
2. 登録とは 1 競技者が連盟に届出て、登録される事をいう。
3. この規約は昭和 48 年 4 月 1 日施行する。
4. 昭和 50 年 5 月 28 日一部改正
5. 昭和 62 年 8 月 29 日一部改正
6. 平成 5 年 10 月 1 日一部改正
7. 平成 8 年 11 月 6 日一部改正
8. 平成 13 年 11 月 9 日一部改正